

議員（尾崎 忠義）

10番 尾崎 忠義でございます。

私は、平成30年12月多度津町議会第4回定例会におきまして、町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し、1、町内でひとり暮らしの身寄りのない高齢者の不測の事態に対する対応について、2、町内コミュニティーバス、タクシー事業の取り組みについての2点に対し、一般質問を致します。

まず最初に、町内でひとり暮らしの身寄りのない判断能力が衰えた高齢者の不測の事態に対する対応についてであります。

先日私も身をもって考えさせられる事案が発生し、他人事ではないことをつくづく痛感致しました。それは、身寄りのないひとり暮らしの方が風邪を引き、こじらせて肺炎を発症し、39度の高熱で意識不明の状態となっているのを偶然、朝訪問した介護ケアの職員に発見され、病院へ緊急搬送されたため、幸いにも命を取りとめ、九死に一生を得ることが出来ました。このように、ひとり暮らしの身寄りのない高齢者は体調の変化が激しい場合が多く、自分ではつい大丈夫だと思い、その後気づかないうちに発症して重篤になってしまった一例でありました。町内でも年々高齢者の数が増え続けてきており、高齢化がより進展して、高齢者の問題がより深刻化してきております。そして、増加傾向にあるのが高齢者や子供を保護する福祉問題と離婚や相続といった家族問題であり、少子・高齢化社会とともに、地域住民の価値観が多様化していることがその背景にあります。一人一人の生活や願い、家族関係は様々であり、どういう人間関係の中で暮らしているのか、今後の生活についてどんな願いを持っているのかを、その人を始め、家族や親族にも聞き、また周りの人たちにも聞き、一緒に考えながら、その人らしい生活を考え、ともに作ることに努め、単なる問題の解決だけにとどまらず、本人の願い、思いが実現出来るよう、また、生活全般の質を上げることが出来ることに注目、留意すべきだと思います。高齢者の財産管理、遺言、相続の問題も多く、今後は信託を通じて、高齢者配偶者や障害を持つ子供のための資産管理方法も問題になると思われます。そのためにも、他士業専門家、つまり弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、行政書士、不動産業者、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、そして自治体でのワンストップ型のサービスの提供で、ネットワークを通じての解決出来る体制を整えることが重要となってきました。

認知症や障害などで判断能力が衰えたり、なくなったりしている人を法律的にサポートするのが成年後見制度であり、また関連して遺言や相続の問題、個人の関係の法的トラブルなどは早い段階での相談が重要だと言われております。これは、知識がなかったために問題が大きくなり、解決までに長い時間と労力をかけざるを得なくなってしまう事案があり、最悪の場合は救済の道

が閉ざされてしまった事案など、様々であります。困り事は放っておくと雪だるまのように大きくなり、複雑になってしまうため、早い段階で正しい情報と見通しをもってトラブルを防ぐ方法を考えたり、将来の心配に備えたりすることであり、元気なうちに備えをしておきたいものです。

そこで、お尋ねを致します。

1、町内でひとり暮らしの高齢者は何名いるのか、また身寄りのない人の実態はどうか。

2点目に、日常生活に支援の必要な人は訪問介護などがあるが、その利用実態はどうか。

3点目に、高齢者は、ひとり暮らしなので身寄りもなく心細い、また認知症になったときどうしたらよいか不安だ、そのようなとき安心して財産管理を任せられる制度があるのか。

4点目に、成年後見人にはどんな人になるのか、また成年後見人はどんなことをしてくれるのか。不正なことをしたとき正す方法はあるのか。

5点目に、任意の後見人制度とはどんな制度か、どのようにして利用するのか。

6点目に、身寄りが全くない人に成年後見を利用させるにはどうしたらよいか。

7点目に、成年後見人制度はどのようにして利用するのか、また費用はどのくらいか。

8点目に、裁判所を利用しないで財産の管理を依頼するにはどうすればよいか。

9点目に、不動産売買及び仲介、高齢者施設、住宅紹介、身元保証支援としての病院入院、高齢者施設の入居、高齢者住宅入居などの身元保証支援事業として、法人による身元引受保証、サポートする一般社団法人があるが、どういうものか。終活まで面倒を見てくれるのかどうか、また費用はどのくらいになっているのか、まず、最初に質問をしたいと思いますので、よろしく願います。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員ご質問の高齢者の不測の事態に対する対応についての1点目、ひとり暮らしの高齢者数と身寄りのない方の実態についてお答えをして参ります。

ひとり暮らしの高齢者数は、11月1日現在の住民基本台帳上の人数では1,959人ですが、同じ家で世帯分離をしている世帯もございますので、先ほど申しました数字より少ないと考えております。また、身寄りのない方の人数につきましては、現時点では把握出来ていないのが現状でございます。しか

し、介護認定を取得しケアマネジャーがついている方に関しましては、ケアマネジャーが把握出来ているケースもございます。以上、尾崎議員ご質問の1点目の答弁をさせていただきます。以下、引き続き担当課長より答弁をして参りますので、よろしくお願いを致します。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

私の方からは2点目から9点目についてお答えを致します。

尾崎議員ご質問の2点目、訪問介護の利用実態でございますが、平成30年9月末現在、訪問介護の利用件数は268件で実日数は2,510日でございます。

次に、3点目の認知症になったときの財産管理についてですが、民法改正で2000年に制定されました成年後見制度がございます。認知症などによって判断能力が低下してしまった人に対して、その人をサポートする人を家庭裁判所から専任してもらう制度でございます。

次に、4点目の成年後見人の選任と役目でございますが、成年後見人には、主に本人の配偶者や親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士や福祉に関する法人から選出されます。後見人の職務は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、後見人は行っている仕事の状況を家庭裁判所に報告を行い、裁判所から必要な指示を受けるようになっています。なお、不正なことを行った場合には、解任される場合がございます。

次に、5点目の任意後見制度の利用についてですが、今は大丈夫でも、将来的な認知症などの不安に備えて、あらかじめサポートしてもらう代理人とサポートしてもらう内容を決めておく制度でございます。本人が任意後見人を選び、いざというときの財産管理や療養看護などについての代理権を与える任意後見契約を公証役場で公証人が作成する公正証書で結ぶようになります。

次に、6点目の身寄りのない方の成年後見の利用についてですが、高齢者保険課には、社会福祉士が1名在籍しております。その職員が本人や親族に代わり、町長名で申し立てを行っております。今年度においては、11月末現在で3名の申し立てを行っております。

次に、7点目の制度の利用と費用についてですが、申し立て書に戸籍謄本や住民票、診断書等を添付して、本人の生活本拠地の家庭裁判所に提出するようになります。本町にお住まいの方は、高松家庭裁判所丸亀支部になります。申し立て書は家庭裁判所にありますが、高齢者保健課でも入手出来るようになっています。申し立てをした後は、裁判官による本人や親族に直接事情を聞く審問、裁判所の調査官による調査、必要に応じて本人の判断能力についての医師の鑑定を受け、家庭裁判所で後見開始の審判と成年後見人等の選任がされ、法務局に審判内容の登記がされてから、成年後見制度の支援が開始されます。申し立てから支援開始まで約2カ月から5カ月間かかり、費用においては、家

庭裁判所へ申し立てをする場合、手数料3,400円、その他戸籍謄本や住民票、診断書、登記事項証明書などを取り寄せる費用が別途かかります。また、任意後見契約をする場合においては、公正証書作成基本手数料1万1,000円、登記嘱託手数料と登記所に納付する印紙代で4,000円、その他本人交付用正本証書代と切手代がかかります。

次に、8点目、裁判所を利用しない財産管理についてですが、社会福祉協議会において、日常生活自立支援事業を行っております。この事業は、判断能力が不十分な認知症高齢者等で日常生活を送る上で必要なサービスを自分だけでは利用することが困難な方が対象で、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理サービス、金銭管理に必要な預金通帳や年金証書等の書類の預かりサービスがあります。

最後に、9点目の一般社団法人と費用についてですが、調べたところ、様々な一般社団法人が事業を実施しており、入院時の連帯保証人の代行や入院手続代行、手術時の立ち会い、施設入所手続、入所時の身元保証、外出時の付き添い、亡くなった後の各種手続代行、葬儀、永代供養、遺品整理等、サービスが提供されています。一般社団法人は、入会金と年会費、事務管理費、預託金の費用が発生し、身元保証人代行サービスのみで約35万円から190万円までの価格設定となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問を行いたいと思います。

成年後見人制度、これは法定の後見制度であります。ただいま答弁がありましたのは、町内では3名ということでございますが、あと任意後見制度は、これは任意後見契約に関する法律に基づく制度でございます。それともう一点は、弁護士会がしております財産管理制度の3点がある訳でございます。そういう意味におきまして、町内で最後の任意後見制度と財産管理制度を町内で利用している方があるのかないかを問いたいと思います、よろしく願います。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

尾崎議員の再質問にお答え致します。

高齢者保険課の方では、そのような数字は把握しておりませんので、ご理解を頂きたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問の2点目でございますが、今、成年後見人としてふさわしくない者、これはどのような人がふさわしくない者かをお聞き致したいと思います。それともう一点は、適当な親族が見当たらず、しかも報償を支払うだけの資力のない人の場合には、社会福祉協議会などの法人が選任されることもあると

ということですが、これについて町内では、社会福祉協議会を利用して、そのような法人が選任している人があれば教えて頂きたい。

それともう一点は、今から非常に大きな問題になると思いますが、後見人の受け皿として、町民型後見人の養成をしていかなければならないと思うんですが、これについてご意見を承りたいと思います。

既に他の自治体では、指名型の後見人制度があると聞いております。そういう意味におきまして、町の方にそのような考えがあるのかどうかをお伺いしたいと思います、よろしくお願ひします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

ただいまの再質問については、答弁を持ち合わせておりませんので、委員会の方でまた後日回答をさせて頂きたいと思います。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（尾崎 忠義）

再質問でございますが、身寄りのない方の成年後見人制度の利用でございますが、これは老人福祉法第32条では、65歳以上の者、それから知的障害者については、知的障害者福祉法の第28条、精神障害者については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2について、このように定められている訳でございます。そういう意味におきまして、この法律に基づいて、市区町村長の申し立て権がある訳でございますが、これについて町での取り組みについてお伺いをしたいと思います。これから非常に大きな問題になってくると思います。

それから、もう一つは費用でございますが、今の答弁では、約2万円ぐらいだと言っておりますが、そのほかに本人が意識が朦朧としたり、そういう異常を来した場合は、精神鑑定費用として大体5万円から10万円かかると、あるいは弁護士に依頼しますと、弁護士等の第三者の報酬、これが月額1万円から3万円の範囲内での決定があるということ聞いております。それについて、追加費用としても、そのほかトータルでどのくらい要るかお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

ただいまのご質問に対しましても、次回の常任委員会の方でお答えをさせて頂きたいと思いますので、ご理解を頂きたいと思います。

議長（志村 忠昭）

ということです。

議員（尾崎 忠義）

第1点目の最後の質問ですが、裁判所を利用しない財産管理ということにつきましても、弁護士会の支援センターというものがあります。これについて

利用があるのかどうかということと、最後の一般社団法人の費用についてでございますが、これについても町内で何名利用されているのか、また入会基準とか条件はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。そういう意味でよろしくお願い致します。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

ただいまの質問に対しては、町では把握しておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

議員（尾崎 忠義）

それでは、次にコミュニティーバス、タクシー事業の取り組みについてであります。

去る10月23日火曜日に、山口県山口市に行政視察として、当地でのコミュニティータクシー事業の取り組みについて、議員研修として視察研修を行ったところでございます。

山口市は、平成17年10月、1市4町が合併をし、山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町、そして平成22年1月に阿東町を編入したため、面積は1,023.23平方キロメートル、人口が19万7,422人となり。非効率的な都市構造、つまり多核分散型の都市構造となりました。また、高齢化率は27.0%となり、社会福祉費の増加、そして強いマイカー依存で非線引き都市となり、都市のスクロール化の課題となり、中心市街地の衰退、生活インフラ整備、維持コストの増大、農山村の人口減少や生活機能の低下を招くようになった訳であります。そこで、移動手段のない地域から不公平感の不満が続出し、我が地域にもコミュニティーバスをとということで、行政主体のバス運行が始まった訳であります。山口市市民交通計画、総合連携計画の策定へ山口市交通まちづくり委員会を設置し、行政は資料提供のみに徹し、委員会メンバーで山口市の公共交通のあり方を検討、これは8回開催したそうでございます。できる限り市民の意見を反映させるため、計画の段階から市民とともに考えていく必要があり、1、コミュニティーバスや赤字バスの実態を情報公開、2、交通体系の考え方も掲載したパンフレットを全世帯配布、3、市を11ブロックに分けて地域検討会を開催、4、意欲ある町内会と月1回のペースで勉強会を開催、そして計画の段階から事業者とともに考えていく必要があるということで、5、これからの交通まちづくりは、事業者の理解、協力が不可欠、6、月1回ペースで意見交換会を開催、そして市民アンケートの実施、先進事例研究をし、市民、事業者、有識者、行政等の協働で地域公共交通の活性化及び再生に関する法の法定協議会、つまり交通政策のかじ取り役である山口市公共交通委員会を立ち上げ、計画、推進体制の構築を図った訳であります。そして、それにはコミュニティー交通の運行等に関する協議として、市の地域公共交通会議、また自家用車有償

運送に関する協議として、市有償運送運営協議会を市役所内検討組織としても作ったのであります。そして、平成20年3月、活性化再生法の法定計画と市民交通計画の実施計画を兼ねる山口市地域公共交通総合連携計画の策定ができ、スタートしたものであります。ちなみに、山口市公共交通安全委員会では、1、地域間バス交通の強化、2、コミュニティータクシーの導入、3、分かりやすい公共交通情報の提供、4、公共交通を利用する動機づけとなる事業の実施などで、1、バス路線の開設、2、1年間の実証運行により本格運行へ、3、鉄道、バス共通の総合的な交通マップ、時刻表の作成、市内全世帯配布、インターネットでの情報提供、4、市民公共交通週間、モビリティーマネジメント、パーク・アンド・ライドの実施、5、市民意識の高揚と全市民的な取り組みとした展開を図るとしております。

この山口市市民交通計画の実現に向けての取り組みで、平成23年度地域公共交通活性化再生優良団体として、大臣表彰を受賞したわけであります。本格運行での基準は、定性的基準、つまり交通不便地域、高齢者化率、地域主体、地域の協力であり、定量的基準、つまり収支比率30%以上、これは年間乗車数掛ける正規運賃プラス協賛金割る運行委託費となっており、これは地域内に病院または商業施設がない場合は25%以上となっており、乗車率30%以上の場合は、1便当たりの乗車人数割る使用車両の定員となっております。

また、コミュニティータクシーの導入に当たってのA、運行経費の考え方、B、運行モデル、C、コミュニティータクシーの状況、D、事業費の推移、つまり運行促進事業費であります、E、利用実績なども十分検討しているということでもございました。そして、今後の課題と取り組みについては、1、人口減少、2、免許保持者の増加、3、後継者担い手不足、つまり運転手さんでございませう。これらが課題となっており、見直し、検討もするというところでございました。私たちがこの10月に実施した多度津町民アンケートでも、コミュニティーバスの運行は、賛成78.7%、反対2.3%、隣の自治体との相互乗り入れについては、賛成72.9%、反対2.4%という結果になっており、利用目的は、主に買い物、通院が主となっております。

そこで、お尋ねを致します。

1点目に、町としては、今後庁舎移転もあり、町民の足を確保、交通弱者の救済、そして免許返納者の増大という点からも、コミュニティーバスやコミュニティータクシーについてどう考えるのか。

2点目に、具体的にいつまでに実施計画を立てて実現をするのか、以上2点について質問を致しますので、答弁よろしくお願い致します。

総務課長（岡部 登）

尾崎議員の町内コミュニティーバス、タクシー事業の取り組みについての

ご質問に答弁させていただきます。

本年10月23日に視察させて頂いた山口市の取り組みでございますが、山口市は、市民の不満から行政主体のバス運行を始めた訳ではございません。山口市が行政主体のバス運行を行っていたところ、移動手段のない地域から、不公平感などの不満が噴出したため、市は交通まちづくり委員会を設置し、市民の意見をできる限り反映した公共交通のあり方を検討したそうです。その結果、山口市地域公共交通総合連携計画が策定され、それを推進する体制として、住民交通政策のかじ取り役を担うために、市役所内検討組織として、山口市公共交通委員会を設置、市地域公共交通会議及び市有償運送運営協議会と連携する体制を構築致しました。つまり、市は、市民の移動手段は行政が確保するといったこれまでの考え方を見直し、地域事情を一番知っている地域自身が主体となって交通事業者や行政とともに地域の移動手段はみんなが協働して作り、育てることが肝要であるとして、市民の役割、行政の役割、事業者の役割、それぞれの分担を明確にした訳でございます。これらによって、地域住民が主体となるコミュニティータクシー事業の導入が決定し、平成19年に初めてコミュニティータクシー事業を行いたい地域の募集を行いました。最初は11の地域が検討会を実施し、そのときは5つの地域が応募まで進みました。8地区まで増えたこの事業ですが、現在では人口減少が影響したのか、タクシー事業者が撤退したり、便数を減らすなど縮小を余儀なくされ、7地区で実施されているようでございます。その中の1つを紹介致しますと、沿線人口が894人、375世帯、ほぼ奥白方地域と同じ人口の規模の地域でのコミュニティータクシー事業は、お客さんの定員が4名のセダンタイプの車両を使い、月、水、金の週3日決まった時間に1日4回決まったコースを走っております。乗車率は2.2名で、収支率は25%だそうです。その地域が交通事業者に委託し、協賛金を募るなど、経営努力を行っておりますが、運営費は市からの補助金が多くを占めるそうです。ほかにも山口市は、コミュニティータクシー事業から派生した施策の一つでグループタクシー事業というものも行っております。これは、交通需要の多い地域や道路の幅員の広い地域では、路線バスやコミュニティーバスの効率がよく、次に需要が少なかったり道路の幅員がそれほど広くない地域では、コミュニティータクシー事業が、さらに需要がとても少なく、停留所を設けられないような道路がとても狭い地域では、グループタクシー事業が最適であるとの検討結果によって生まれた事業で、この事業分類は本町にも当てはまると考えております。このグループタクシー事業は、65歳以上の人がタクシーの割引券を1年間に60枚使用出来るというもので、金額は、自宅から最寄りの公共交通機関までの距離数に応じて、1キロメートルから1.5キロメートルは300円、1.5キロメートルから4キロメートルは500円、4キロメ



メートル以上が700円と3種類の券がございます。平成28年10月からは、75歳以上の方について、700メートルから1.5キロメートルが300円に拡充されたそうです。この事業の特徴としては、グループで乗れば、そのグループの人が持っている券の合計額が料金から差し引かれるというシステムで、これはデマンドタクシー事業のような事前の相乗り計画を利用する人たちが自ら行うものであると言えます。利用者数がほぼ横ばいのコミュニティータクシー事業に対して、グループタクシー事業は、平成20年の事業開始以降、右肩上がりに利用者が増え、タクシーの相乗りになれた利用者からは、コミュニティー活動のように、地域の人同士がつながる機会が増えたとの意見もあるそうです。現在では、1年間に1万2,000枚以上の利用があり、昨年度の事業費総額は約550万円だそうです。

以上のように、様々な施策を行っている山口市都市整備部交通政策課ですが、交通弱者対策だからといって、画一的にバスを走らせたらいいいとか、無理をしてもバスやタクシーを走らせた方がいいというのは間違いで、地域の实情に合った持続可能な対策をとらなければ、本当の意味での交通弱者対策にはならないとおっしゃっていましたが、そのとおりで実感致しました。本町でも6月定例会でお答えしましたとおり、交通弱者対策が喫緊の課題であることは理解しております。また、昨年度町民に対して実施したアンケート結果では、町民が望んでいる移動手段としては、自宅まで迎えに来てくれて直接目的地まで行ける、乗りかえる必要がないタクシーが最も望まれていることも認識しております。そのため、それらが満たされるような本町に適した交通弱者対策を選択しなければなりません。以上のようなことから、山口市のように、地域の方が主体で行う停留所を設けて、定時に運行するようなコミュニティーバス事業やコミュニティータクシー事業が必要な場合は、要る、要らないといったアンケートだけではなく、どのようなバスやタクシーが必要なのか、その事業計画、すなわちコースはどうしたいのか、停留所はどこに置きたいのか、何分ごとに来てほしいのか、運賃は幾らぐらいがいいのかなどについて、地域でご議論頂く必要がございます。また、山口市のグループタクシー事業のような事業につきましては、本町でも既に高齢者福祉タクシー事業として行っております。既存のタクシー会社を利用したり、停留所を設けないことや、細い道でも玄関まで来てくれることなど、様々な利点があることから、本町でも交通弱者対策に有効であると考え、この事業につきましては、新年度で拡充を検討しております。いずれに致しましても、議員おっしゃるとおり、高齢化などによる交通弱者対策につきましては、住民目線で積極的に取り組んでいく必要があると考えておりますが、現在は行政主体のコミュニティーバスや行政主体のコミュニティータクシーの実施計画を具体的に立てることは考え

ておりません。しかしながら、新庁舎が出来ることによって、駅周辺からの動線が新たになったり、また道路の敷設によって、交通事情が変化する可能性もございますので、山口市から学んだことを生かして、交通弱者対策を進めて参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問を致します。

まず第1点目は、先ほどの答弁では地域で議論する必要があるとの答弁ですが、どのようにして具体的に議論をしていくのかということをお尋ねを致します。

総務課長（岡部 登）

ただいまの再質問に答弁させていただきます。

地域の中でどういった必要性があるのかといったことを、それぞれのコミュニティの中で討論して頂いて、これを行政にしたい必要があるということであれば、どなたでも構いませんのでおっしゃって頂いて、それで会議等を開いて頂けたらと思います。以上でございます。

議員（尾崎 忠義）

第2点は、我が多度津町でも今、高齢者福祉タクシー事業としておりますが、山口でも研修したときには、地域で不公平感をなくすということで、料金をこのようにして設定をしております。そういう意味で、我が多度津町では、一律の距離によってではなくて、一律のタクシーチケット券を発行しております。こういう利用状態をどのように解消していくのか、施策を教えてくださいと思います。

総務課長（岡部 登）

ただいまのご質問に答弁させていただきます。

本町の場合は、多度津町内に公共交通機関の駅としてJRの駅が2つございます。それに対して、半径2キロ程度の円を引きますと、ほとんどの町内がそれの中に入ってくることとなります。ですので、それほど距離によって金額に違いが出るといったことは考えなくてもいいのかなという風には今現在は考えております。また、アンケート結果でも丸亀市なり善通寺市なりの病院、それから買い物に行かれる方がございますので、それぞれ横に細長い土地柄でございますから、豊原地区の方が三豊の方に行くのには高い金額がかかるでしょうし、白方地区の方が丸亀に行くのには、高い金額がかかると思いますけれども、そういったことも含めて、今後検討していけたらと思います。ちなみに、山口市のコミュニティタクシーでは、それぞれの地域によって、運行経路とか運行回数、それから運行費用、それぞれがそれぞれの地域によって決められておりますので、それぞれの地域を具体的に検討していく必要があるの

かなという風には考えております。以上でございます。

議員（尾崎 忠義）

それでは、最後の再質問を致します。

我が多度津町でも高齢者福祉タクシー事業として実施しておる訳でございますが、先ほどの答弁では、新年度で拡充を検討しているということでございますが、具体的にはどのような施策になるのかお尋ねを致します。以上です。

総務課長（岡部 登）

ただいまの再質問に答弁させていただきます。

今現在は80歳以上の方が年間5,000円ということでございますが、今現在65歳以上で免許証を返納される方もございます。そういった方と65歳で返納した場合は80歳まで15歳の間、何も施策がないということもございますので、80歳という年齢を引き下げることと、それから5,000円の金額を引き上げるということ、その2点についてただいま検討しているところでございます。以上でございます。

議員（尾崎 忠義）

検討ということでございますが、もう少し出来ましたら具体的に答弁頂きたいと思っております。

議長（志村 忠昭）

具体的に。

総務課長（岡部 登）

ただいまの質問に答弁させていただきます。

これは、新年度予算にも関係することでございます。ただいま予算査定をしておりますので、まだはっきり決まった額ではございません。よろしく申し上げます。

議員（尾崎 忠義）

以上、2点について、町当局の答弁を求めました。私の一般質問を終わります。

有難うございました。